(資料)

# 鹿児島地裁における裁判員裁判(2018年)

小 栗 実

本稿は、鹿児島地裁で行われた裁判員裁判の記録である。2009年11月に開始されて以来、合計127件が開廷された。2018年1月から12月までの、この1年間には9件の裁判員裁判が開かれた。本稿では、2009年11月の最初の裁判員裁判から通し番号を付け、2018年分の【判決119】から【判決127】までを紹介し、その特徴について検討している<sup>(1)</sup>。また、9件全体を見て、今年の裁判員裁判にどのような特徴が見られたのかについて、有罪・無罪が争われた否認事件、被告人に対する量刑、裁判員裁判の期間、裁判員の選任・辞退・欠席などに分けて検討した。

裁判員裁判の内容については、南日本新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞 の鹿児島地方版の記事から引用・参照したものが多いが、実際に法廷を傍聴し て、見聞きした内容も説明に加えられている。2018年は8件の裁判員裁判につ いてその一部を傍聴した。

裁判所のホームページに裁判員裁判開廷期日情報が掲載されるようになり、 関心があれば、裁判の日程を把握して傍聴することも簡単にできるようになった。市民の側の裁判員裁判に対する関心の低下が指摘されている現状にあって、 裁判員裁判をウォッチ(監視)する作業も、公法学者としての役割だろうと思って、法廷に通い続けている。

## - 2018年の裁判員裁判

## ■【判決119】殺人事件(男性·57歳)

奄美市に在住の男性(被告人)には軽い知的障碍があった。男性は、近くに住む義理の兄と良好な関係を保っていたが、2016年になって、義兄が余命2年のがんに罹患し、認知症が進んだことにより、義兄から「ものを盗まれた」としきりに非難され、ハブをとる棒でなぐられるなど暴力を振われるようになっ

た。男性は、2017年3月19日午後1時30分ごろ、鉄パイプで義兄の頭、腕、足、 臀部などを滅多打ちにした。義兄は通報により病院に運ばれたが、外傷性ショック死が確認された。男性は殺人罪で起訴された。

1月15日(月曜)第1回公判(開廷)

裁判員は男性1人、女性5人。

まず、検察官が起訴状を朗読。被告人は、公訴事実を認めた。弁護人は「良好な関係だった被害者から暴力を振われるようになったストレスが大きかった。犯行時は善悪の判断や行動を制御する能力が著しく減退した心神耗弱状態だった」と主張した。

公訴事実に争いはなく、被告人が心神耗弱であったかどうかが争点とされた。 傍聴した感想からすれば、被告人の言葉は途切れ途切れでわかりにくく、相 当程度の知的障碍があることがうかがえた。

1月16日(火曜)第2回公判

証拠調べ、証人尋問が行われた。

1月17日(水曜)第3回公判(求刑)

検察官は、被告人には軽度の知的遅滞はあるが、犯行には計画性があり、責任能力は認められるとして、懲役13年を求刑した。

弁護人は、被告人が、被害者から暴行を加えられ、殺人を決意したことについて、知的障碍が大きく影響したと反論し、心神耗弱状態にあったとして、懲役3年の刑が相当と述べた。

1月19日(木曜)第4回公判(判決)

判決は、被告人に8年の懲役を言い渡した。軽度の知的遅滞はあったが、犯行の違法性については認識しており、責任能力は認められる。犯行は計画的で、善悪の判断能力が著しく減退していたとは言えないが、知的遅滞の影響による犯行の動機にはくむべきものがある。

## ■【判決120】現住建造物等放火及び詐欺事件(男性・39歳)

被告人は、2017年2月28日午後2時50分ごろ、伊佐市内の自宅で、灯油を染み込ませたタオルを電気ストーブにかけて、火を付け、木造平屋140平方メートルの自宅を全焼させた現住建造物等放火の容疑、および全労済にストーブの

消し忘れによる失火として申請し、自分の口座に火災保険3280万円を振り込ませ、火災保険金をだまし取った詐欺の容疑で起訴された。

1月30日(火曜)第1回公判(開廷)

裁判員は男性3人、女性3人。

被告人は公訴事実を認めた。被告人は保釈が認められて、手錠・腰縄等で拘束されることなく、背広姿で出廷した。

検察官は、住宅ローンやギャンブルによる借金を返済するために、自宅へ放 火し保険金をだまし取ろうと決意したと、犯行の動機を冒頭陳述した。

弁護人の反論:家族らが家にいないときを見計らって人命に危険はないと判断して、火をつけたもので、犯行の悪質さは低く、保険金も返還し、示談が成立している。

1月31日(水曜)第2回公判(求刑)

放火によって家族や近隣住民に損害を生じさせたこと、だまし取った保険 金は多額で、弁済したことを過大に評価すべきではないとして、検察官は懲 役7年を求刑した。

弁護人の主張:被告人は犯行を計画して周到に準備したわけではなく、家族 や住民も犯行を許しており、被告人の更生への意思も強いとして、執行猶予付 き判決が相当である。

2月2日(金曜)第3回公判(判決)

判決言い渡しが行われた。主文は、被告人を懲役5年6月に処するとした実 刑判決であった。

判決は、まず認定した事実について、続いて、量刑の理由について述べた。被告人が放火した自宅周辺には三方に家が軒を連ね、放火により延焼の危険性があったが、他人の家屋の被害はほとんどなく、自宅が全焼したことを除けば、人的な被害もなかった。被告人の借金は、ギャンブルや風俗・出会い系サイトで知り合った相手との援助交際等によるもので、その借金を返済しようと放火による保険金詐欺に至った動機は身勝手で酌量の余地はない。放火のやり方についてネットで検索して、妻や隣の家族も外出したのを見計らって、火をつけ、2回の着火失敗のあと、3回目に火をつけた計画的犯行だった。従って、放火事件の中では、その犯行の程度は「中間的」な重さの類型に該当する。再犯

の可能性は高くない。近所の人には、被告人の犯行を許す人もいれば、そうでない人もいる。以上が、懲役5年6月とした理由である。

最後に、冨田裁判長は「裁判員と一緒に考えたことで、判決に書けなかったこと」という前口上で、被告人に説諭を行った。「裁判員などが心配し悩んだのは、あなだが服役した後の妻や子どもさんの状態です。服役を人生のやり直しの出発点にしなくてはならない。どうして借金を作ってしまったのか、どこに問題があったのか、正面から生活に向き合ってきたのかを考えてほしい。刑務所から戻ってきたときに正しい生活ができるように、家族とよく話し合ってほしい。」

判決公判の際に、鹿児島地裁206号法廷の前で、金属探知機による所持品検査が傍聴者に対して行われた。今まで傍聴した裁判員裁判の中ではもっとも厳しい警戒であった。地裁入口にも、この公判については身体検査を行う旨の掲示が張り出されていた。かつて暴力団関係者の被告人の裁判で、廊下におかれた金属探知機(ゲート)を通過させられたことがあったが、今回は警備員が手持ちの金属探知機で服の上から体をなぞる形で行われた。どうしてなのだろうか。保釈中の被告人が実刑有罪判決をうけたので、裁判終了後、傍聴者は全て法廷から退出するように求められた。推測だが、法廷内で被告人に手錠・腰繍等がつけられ、勾留されることになったのだろう。拘置所職員が箱のようなものを持参したのが見られた。被告人に対する勾留に対して、何か抗議行動でもあると裁判所が推測したのだろうか?

#### ■【判決121】殺人未遂事件(男性・76歳)

妻を介護していた被告人は無理心中しようと、2017年7月22日、自宅で寝ていた妻(事件当時88歳)の首を絞めて殺害しようとした。妻が死亡したと勘違いして、手を離したため、妻は全治約1週間のけがを負った。被告人は、その日の午前4時すぎに「人を殺した」と警察に通報し、殺人未遂の容疑で逮捕・起訴された。

2月13日(火曜)第1回公判(開廷)被告人は公訴事実を認めた。

検察官の冒頭陳述:介護が必要な妻に代わって、被告人は家事全般をしていたが、自分が体調を崩したため、家事や世話を苦痛に感じるようになり、妻の 殺害を決意した。

弁護人の主張:被告人はうつ病の影響もあり、冷静な判断ができずに、突発的に反抗に及んでしまった。

## 2月14日(水曜)第2回公判(求刑)

介護が必要な妻と無理心中しようとした動機は身勝手で、妻が死亡する危険 性も高かったことから、刑事責任は軽くないとして、検察官は懲役4年を求刑 した。

これに対して、 $7 \sim 8$  年にわたり家事全般を引き受け、妻を親身に介護してきた、深く反省しており、更生意欲も高いとして、弁護人は執行猶予付きの判決を求めた。

#### 2月16日(金曜)第3回公判(判決)

冨田敦史裁判長は、懲役3年保護観察付き執行猶予4年の判決を言い渡した。 判決は、量刑の理由について、「被告人が長年にわたり1人で家事や介護を 担っていた負担は相当大きなものだった」と指摘し、妻の介護や家事の負担は 相当大きく、将来への不安から心中しようと突発的に犯行に及んだもので、強 い非難を向けることはできないと述べた。長年にわたり献身的に介護し、義理 の妹も感謝していることなどから、刑の執行猶予は社会的に許されると情状を 説明した。

#### ■【判決122】殺人事件(男性・58歳)

2017年7月25日午後6時30分ごろ、沖永良部島にある自宅で、被告人(当時58歳)は、友人(男性、当時65歳)の左胸を刺身包丁(刃渡り27センチ)で1回突き刺した。被害者は刺された後、自力で外に出たが、意識がなくなり、約5時間後に搬送された病院で死亡した。刺した男性から依頼された人の通報により駆けつけた鹿児島県警沖永良部署員は傷害の容疑で被告人を現行犯逮捕したが、刺し傷が左胸にあり、心臓・肺などに達していたことから殺意が認定できるとして殺人の容疑に切り替えた。同月28日に遺体解剖が行われた。8月

16日、鹿児島地検は殺人罪で起訴した。被告人は刺した事実は認めたが、殺意は否定した。

2月27日 (火曜) 第1回公判 (開廷)

裁判員は男性3人、女性3人。

被告人は刺した事実は認めたが、「殺したくて刺したわけではなく、殺意はなかった」と公訴事実を一部否認した。

検察官は前科等を含めた被告人の人となり、被害者との関係、事件に至る経 緯・犯行の順に、冒頭陳述した。そして、争点は殺意の有無と量刑についてで あり、裁判員にはその点について審理して欲しいとした。殺意とは、客観的に 見て人を死なせる危険性の高い行為を認識しながらあえて実行する意思を指す とし、被告人には殺意があったと論じた。

弁護人の主張:争点は殺意の有無にあり、被告人は被害者を殺すつもりで刺したのではない。被害者にも前科があり、酒に酔うと荒っぽくなり、被告人は「このままでは何をされるかわからない」と思い、とっさに刺してしまった。被告人の犯行はとっさの行動であり、傷害致死罪にとどまる。

午後には被告人質問が行われた。被告人は島で一人暮らし、知人・友人との交流は好きではなく、一人で酒を飲むことが多かった。被害者との付き合いは20年ほど前に知り合い、回数は多くないが自宅に酒を持参してやってきて酒を飲むことがあった。事件当日は、飲んでいて、被害者が繰り返し被告人を非難するので、「帰ってくれ」と言ったが、それでも帰らないので、模造刀を持ち出してきて「帰れ」と言ったが、被害者は「そんなもの怖くない」と言い返したので、刺身包丁を取り出してきて、被害者の左胸に刃先を突きつけたら「刺せるものだったら刺してみろ」と言われて、さらに怒りが募って、胸のあたりを突き刺した。

続いて、被害者の遺体鑑定を行った法医学者の証人尋問が行われた。証人は、被害者の死因は失血性ショック死であり、傷は15.5センチの深さで、肋間から 肝臓にまで及んでいた。原則1回の刺し傷だとした。

2月28日(水曜)第2回公判(求刑)

検察官の論告:被告人は被害者の体の中心部を故意に突き刺しており、死ぬ 危険性が高いとわかっていた、被害者からの侮辱を受けたことが犯行を誘引し たとはいえ、犯行は短絡的で酌量の余地は乏しいとして、懲役16年を求刑した。 弁護人の弁論:被告人は被害者を自宅から追い出そうとした際、衝動的に包 丁を突き出した。止血をし、通行人に救急車や警察を呼ぶよう頼むなど救命活 動もしている。寛大な判決を望む。

#### 3月2日(金曜)第3回公判(判決)

判決主文は「被告人を懲役13年に処する。未決勾留期間のうち110日を刑に 算入し、犯行の道具となった包丁を没収する。」という内容だった。

争点は、殺意の有無にあったが、判決は、罪となるべき事実として、被害者に対して殺意をもって包丁で突き刺したと認定して、殺意を認めた。被告人は被害者が死亡する危険性が高いことがわかっていた。被告人が犯行時に混乱していたと言えない。殺意があったとすると、被告人が救急車や警察を呼んでくれと依頼したことと矛盾すると弁護人は主張するけれど、被告人が冷静さを取り戻しただけであり、殺意とは矛盾しない。量刑の理由としては、鋭い刃物を突きつけて人を殺害したという結果は重い、被害者の側にも問題があったとはいえ、前科もあり、自省できているとは言えず更生の環境も整っていない、殺意を持って刃物を突き刺した事件としては、突き刺したのは1回で、強固で継続的な殺意があったとは言えず、重さとして「中間的な部類」と言えると述べて、13年の懲役とした。

判決を言い渡した後、冨田裁判長が裁判員含めて「あなたに話したいこと」があるとして説諭を行った。「あなたは兄弟の縁が切れているようですね。これから服役することになるが、あなたがそれを伝えないと兄弟にはわからない。 社会に戻るときに頼りになるのが家族です。服役したら家族に手紙を書くことから始めてください。」

## ■【判決123】現住建造物等放火事件(男性,77歳)

2017年8月4日、被告人は、鹿児島市内の自分が住んでいたアパートの居室に消毒用エタノールをまき、ライターで火をつけ、居室及びアパートの一部を焼失させた。被告人は、現住建造物放火の罪で起訴された。

3月12日(月曜)第1回公判(開廷)

裁判員は男性3人、女性3人。被告人は公訴事実を認めた。

検察官は、本件の争点は量刑にあるとして、被告人の人となり、事件の状況 等を冒頭陳述した。

被告人は1993年ごろ県外から鹿児島市に戻り、調理師等をしていたが、その後、無職になった。2003年には母親が死去し、単身でこのアパートに暮らしていた。2017年中旬になって、将来への不安から焼身自殺を図ろうとした。被告人は、放火のために、消毒用エタノールを近所のドラッグストアで8月3日に購入した。このアパートには1階に大家の男性(聴覚障碍者)、2階に女性が住んでおり、被告人は家に火をつけるのは2人の同居人がいないときに実行しようと考え、4日午後3時ごろ、エタノールを染み込ませた衣服等を紙袋に入れ、自分の体に毛布をまくなどして焼身自殺の準備をしたが、怖くなって自殺を断念する一方、ライターで点火し放火に及んで玄関から逃げた。

2 階の同居人(女性)は隣室の被告人の部屋で何かが燃えているような匂いがし、煙のようなものが出ていたので、近くの交番に駆け込み、警察に通報した。警察がアパートに駆けつけてみると、煙や火柱が被告人の部屋から上がっていたが、施錠されていて室内に入ることができなかった。警察が消防に連絡し、消防が被告人の部屋に声をかけたが、返事はなく、黒煙が上がっていた。被告人の部屋はほぼ全焼した。

1階の男性(聴覚障碍者)は、火災に気がつかないまま、応答がなかったため、警察官は部屋に踏み込み、身振り手振りで火災の発生を伝え、避難をさせた。男性の部屋は一部が焼けた。

被告人は、しばらく行方が分からなかったが、午後7時15分頃、近くの警察 署に出頭した。

3月13日(火曜)第2回公判(求刑)

検察官は6年の懲役刑を求刑した。

弁護人の最終陳述:火災の被害はけが人もなく火災保険から保険も支払われる。被告人は身寄りもなく年金だけの生活で将来を悲観して犯行に及んだ。自 首し、しかも初犯である、近所の人たちが減刑の嘆願書を提出するなど社会復 帰の条件が整っている。刑の執行猶予を求める。

3月15日(木曜)第3回公判(判決)

判決主文は「懲役4年6月に処する。未決120日を刑期に参入する。」実刑判

決であった。判決は、実刑と決めた理由を以下のように挙げた。

消毒用エタノールは燃焼力は弱いとはいえ、被告人は部屋に燃えやすいもの を並べ、エタノールをまんべんなく部屋にまき、火をつけた。

被告人の住居は住宅密集地であり、隣の家にも近く、延焼の危険は高く、1階の部屋と2階の隣の部屋には人もいた。犯行も用意周到とは言えないものの、突発的なものでなく、計画的な犯行だった。簡単に自殺をやめたように被告人の自殺の意図はさほど強くなく、エタノールをまいても、元に戻すことはできたので、放火を思いとどまり、被害拡大を防ぐ行動をするべきであった。周りのことを考えないで、放火したのは身勝手で、強い非難が向けられるべきである。

最後に冨田裁判長が「服役には不安があると思うが、仮釈放というような努力次第で早く出てくることもできる」と述べた後、裁判員からメモを預かっているので、読みますとして、「人間は生きているうちは他の人のお世話になります。その人に感謝し、おかげさまの気持ちを忘れないで欲しい。\*\*さん(被告人の名前)もその気持ちを忘れないでほしい」との言葉を伝えた。

## ■【判決124】現住建造物等放火事件(男性·56歳)

被告人は、2017年8月31日午後1時半ごろ、徳之島町の同居していた妹宅で、妹の子供の衣服が入った袋にライターで火をつけ、鉄筋コンクリート2階建ての1階部分161平方メートルを半焼させた。被告人は消火・救護に駆けつけた消防官に問われて「自分が火をつけた」と話した。被告人は足にやけどをして、ドクターへリで奄美大島の病院に搬送された。11月27日、鹿児島県警は、被告人(当時、被疑者)を現住建造物等放火容疑で逮捕した。署によると、容疑を認めたという。そののち、鹿児島地検が起訴した。

## 10月22日 (月曜) 第1回公判 (開廷)

今回の裁判員裁判から裁判長、裁判官が代わった。裁判長裁判官は岩田光生 判事、右陪席裁判官は恒光直樹判事、左陪席裁判官は西木文香判事補(合議部 B)。3月以来しばらくぶりの裁判員裁判となった。

裁判員は男性5人、女性1人。

検察官は、上記の内容の起訴状を朗読した。

罪状の認否を求められた被告人は、「多分合っていると思う」と述べた。

弁護人は、罪となる事実、その刑法108条の構成要件該当性については争わないが、被告人の責任能力を争い、自首が成立していると主張した。

検察官の冒頭陳述では、「被告人の経歴」「被害にあった建物」「犯行にいたった経緯」を説明し、①「責任能力が認められるか」、②「自首が成立するか」が争点だとした。①について、責任能力とは、物事の善悪を判断し、その判断に従って行動する能力であり、その判定にあたっては、犯行に至る経緯、犯行態様、犯行時の言動等を総合的に判断すべきである。被告人が統合失調症、アルコール依存症、急性アルコール中毒に罹患していたのは事実だが、責任能力が大きく失われていたとは言えない。②について、自首とは警察等に犯行が発覚する以前に、警察等に申告することを意味する。被告人の犯行の発覚の経緯は、被告人が消火・救護に駆けつけた消防官に間われて「自分が火をつけた」と話し、警察官は消防官から「自分が火をつけたと言っている」と知らされたもので、自首には当たらない。

弁護人の主張:①について、被告人は1981年ごろから奇異な行動が目立つようになり、精神科を受診、2005年には門松を壊すなどの行動を起こしたことから再び精神科を受診したが、次第に通院しなくなった。2014年に母親が死去したこともあって、酒量が増え、障害年金を使ってしまうこともあった。病状が進み、入院したこともあるが、犯行の2ヶ月前以降は通院していなかった。犯行時の8月には、自分でもよくわからない状況になってしまい、警察に保護されたこともあった。犯行当日も近所の病院で診療を受けた後も大量飲酒した。そして、犯行に及んだ。被告人は、犯行時、判断能力が著しく減退していて、少なくとも心身耗弱状態にあったと考えられる。

②について、被告人は自分から消防官に火をつけたことを伝えているのであり、自首が成立する。量刑について、被告人の犯行は病気が主因であること、被害住居で同居していた妹も罪を望まず、治療してほしいと考えていること、近所の人も処罰を望んでいないこと、犯行は突発的・非計画的なもので、被告人には前科がないこと等を考慮して、判断していただきたい。

その後、治療に当たった精神科の医師に対する証人尋問が行われた。

10月23日(火曜)第2回公判

同居していた妹、被告人本人に続いて、社会福祉士に対する証人尋問が行われた。弁護人はこの社会福祉士に対する証人尋問と合わせて、鹿児島県地域生活定着支援センターの社会福祉士などが作成した「更生支援計画書」を証拠申請し、認められた。鹿児島県地域生活定着支援センターは、「高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者の社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資するため」「矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施する」組織であり、県から委託を受けて活動している。被告人に対する「更生支援計画書」では、被告人が今後どういう生活をするのが一番良いのかを本人や家族と面会して、鹿児島県内で入所を引き受ける施設、治療への対処、その後の社会福祉・保障サービスや就労のあり方を提案していた。

証人の社会福祉士によると、こうした措置が取られた場合の再犯率 (16.2%) は、そうでない場合 (38.3%) に比べて、半分程度ということだった。

10月24日(水曜)第3回公判(求刑)

検察官は懲役5年を求刑した。

弁護人が最終陳述を行った。

10月26日 (月曜) 第4回公判 (判決)

判決は、被告人に対して、懲役3年、末決勾留期間130日を参入。ただし、5年間、刑の執行を猶予する、と言い渡した。

判決は、争点であった2つの論点について、いずれも弁護人の主張を否定した。

①責任能力について、主に治療にあたった精神科の医師の尋問結果に基づいて、 犯行当時、被告人の統合失調症、アルコール依存症、急性アルコール中毒の症 状は、判断能力に軽度の影響力はあったが、全人格を支配するような程度には なく、犯行当時、急激に悪化したとは言えない。

被告人が弁護人の質問に対して「火をつけたことは覚えているが、どうしてつけたのかはわからない」と答えていることから、弁護人は判断能力の減退を主張しているが、被告人は日常的に「わからない」と発言することが多く、犯行についての記憶がなかっただけであり、また「誰かに操られている」という

発言も、公判廷で初めて言った言葉だ。被告人に責任能力はあった。

②自首についても、被告人が消防官に聞かれて「自分が火をつけた」と言ったことは、自らすすんで事件を通報したとは言えず、自首とは言えない。

その上で、判決は、被告人の量刑について、犯行は危険なものだったが、被告人の判断能力は若干低下していたこと、被告人に対する支援が十分には行われてこなかったことは同情すべきであること、被告人は素直に犯行を認めていること、家族も今後の支援を約束し、更生支援のための計画書も作成され、社会内での更生が十分に期待できること等から、実刑を科すことは相当でないとした。

判決を言い渡した後、岩田裁判長が、「今回のような失敗を繰り返さないように」「裁判員からのメッセージです」として、「病状の改善の機会が乏しかったことから問題が起きた。周りからの保護に恵まれなかったのも事実。更生にあたって、周りからの支援を受けて、治療を続けてください。そして、前向きに生きて欲しい。それが、貴重な財産を失った妹さんへの罪滅ぼしにもなり、亡くなられたお母さんへの親孝行になります。」

## ■【判決125】殺人・銃砲刀剣類所持等取締法違反事件(男性・52歳)

男性は、2017年8月30日午後9時10分ごろ、奄美大島において、近所に住む男性(犯行当時67歳)にナイフで切りつけ、胸. 腹などを刺して、死亡させた容疑で緊急逮捕された。被疑者は12月19日に殺人罪で起訴された。さらに、2018年2月16日には銃砲刀剣類所持等取締法違反の容疑でも起訴された。

11月5日(月曜)第1回公判(開廷)

裁判員は男性 3 人、女性 3 人。補充裁判員は男女それぞれ 1 名ずつ。裁判を担当する鹿児島地裁刑事合議部 A は、【判決124】を担当した合議部 B と、右陪席裁判官が異なり、井草健太判事である。

まず検察官が起訴状を朗読した。罪状認否を求められた被告人は、「殺意は 持っていなかった」「弁護人にお願いしている」と割と大きな、はっきりした 声で、殺意を否定した。弁護人は、犯行事実については争わないが、被告人に は殺意がなかった、犯行当時、心神喪失の状態にあったので、無罪である。仮 に心神喪失とは言えないとしても、精神疾患により心神耗弱の状態にあったか ら減刑すべきと主張した。

その後、検察官が冒頭陳述した。被告人は統合失調症で繰り返し入院歴があり、犯行直前まで通院していた。被害者の男性とは近所に住んでいるというだけで、それほど付き合いがあったわけでも、トラプルがあったわけでもなかった。被告人は刃渡り10センチほどのサバイバルナイフを通信販売で購入した。犯行当日、母親から「どうしてナイフを持っているの?」と詰問されて、立腹し、ナイフを持ったまま集落内を歩き回り、誰でもいいから刺したいと思って、午後9時10分ごろ、橋の上で夕涼みをしていた被害者に近づき、ナイフでまず首を切りつけ、左胸・右腹を刺し、立ち去った。その傷は、肺や胃にまで達していた。

妻は、被害者と一緒に夕涼みをしていたが、一緒に食べようともらったぶどうを家に取りに行って、戻ってきたら、夫が血を流して倒れていたのを発見し、その場で、夫から「\*\*(被告人の名前)に刺された」というのを聞き、警察に通報した。その場近くに、被告人が立っていた。被告人は犯行直後、自ら警察に通報し、氏名・住所などを話し、「人を刺しました」「まだ死んでいない」「精神病院に入ります」などと話した(通話音声が法廷に流された)。

被害者男性は救急車で県立大島病院に搬送されたが、のちに死亡が確認された。弁護人は、犯行は殺人罪ではなく、傷害致死罪にあたると冒頭陳述した。

弁護人の主張:被告人には殺意はなく、被害者とは日頃の付き合いもなく、 恨みやトラプルもなかった。ナイフを購入したのも格好の良さに憧れていたか ら。犯行も誰かを傷つけて鬱憤を晴らしたいと思ったからで、チョンチョンと 刺した程度で、この程度で人が死ぬとは思っていなかった。

被告人は統合失調症で犯行当時心神喪失の状態にあった。仮にそうでないとしても、少なくとも心身耗弱状態にあった。被告人は21歳で統合失調症を発症し、自分でもなぜ犯行に及んだのか説明できない。今回の犯行は全く偶発的な犯行であり、被告人は心から反省しているし、被害者の治療費は被告人の両親が支払った。

11月6日(火曜)第2回公判

被告人に対する本人尋問、被告人の母親に対する証人尋問が行われた。

11月7日(水曜)第3回公判

鑑定書を作成した精神科の医師に対する証人尋問が行われた。

#### 11月8日(木曜)第4回公判(求刑)

検察官の論告求刑:ナイフで首を切りつけ、左側胸部・腹部などを複数回突き刺すなど、危険で執拗な犯行であり殺意が認められる、被告人の精神状態による犯行への影響の程度は限定的で、責任能力は認められ、非難の程度を大きく減らすとはいえない。懲役12年の刑が相当である。

弁護人の最終弁論:被告人は被害者の胸部を刺すつもりはなく、軽く刺した 程度の認識であって殺意はない。犯行当時の被告人の精神状況は心身喪失状態 で、責任能力はなく、無罪である。

#### 11月13日(木曜)第5回公判(判決)

まず判決主文が朗読された。「被告人を懲役12年に処する。ただし、未決勾留中220日をその刑に算入する。犯行に使用されたナイフは没収する。」

求刑通りだった。

判決は、2つの争点につき、まず殺意の有無について、殺意を認めた。被告人は、座っていた被害者の前面からナイフで首を切りつけ、さらにたち上がった被害者の左側胸部、右腹部を刺した。左側胸部への刺傷は致命傷となった。被害者は、胴体部分への刺傷が人としての重要な部分への刺傷であることが認識できていた。また、被告人が110番通報の中で、「人を刺した」「死んではいない」と述べていたことは被害者が死ぬかもしれないことを認識していたと考えられる。殺害の動機がないと弁護人は主張するが、被害者の突発的犯行と殺意が矛盾するものではなく、ただチョンチョンと刺しただけでなく、手加減しないで襲ったことから、殺意はあったと判断される。

判決は被告人の責任能力についても認めた。被害者が不眠に悩み、認知機能 障碍を有していたこととしても、犯行時、被告人の人格を支配するほどの精神 障碍ではなかった、ナイフを持って外出した際、咎めた母親に「大丈夫だ」「家 に帰れ」などと発言しており、分別を備え、自分の行動を制御する能力はあっ たと判断される。犯行当時は統合失調症の残遺が影響していたとは言えず、精 神障碍が認められるが、その影響の程度は限定的であった。完全責任能力はあっ た。

その上で、量刑について、何の落ち度もない被害者の生命を奪った結果は重

大である、身勝手な犯行である、突発的な殺意で殺人行為を犯した犯罪の中で はその罪の重さは中位の部類にあたり、12年の刑が妥当である、とした。

裁判官・裁判員からの説諭はなかった。

#### ■【判決126】傷害致死事件(男性・50歳)

徳之島に住んでいた被告人は、2018年4月18日夕方、自宅で一緒に飲酒していた妻(事件当時50歳)の顔を数回殴るなどの暴行を加えた。被害者は2日後の4月20日に外傷性くも膜下出血による脳障害で死亡した。被告人は自首したが、5月9日に傷害致死の疑いで起訴された。

11月20日(月曜)第1回公判(開廷)

裁判員は男性3人、女性3人。

被告人は保釈中であり、背広姿で傍聴席から入って被告人席に着いた。そして、検察官が読んだ起訴状に記載された公訴事実を認めた。

検察官の冒頭陳述:被告人は飲酒すると、金銭の管理を巡って、被害者である妻と口論になることが以前からあり、妻に暴力を度々ふるっていた。犯行当日、被告人は、財布に15万円か16万円はあると思っていたのにそれがなく、被害者(妻)に返すよう求めたのに、2万5千円しか返さなかったことに腹を立てて、暴行に及んだ。

弁護人の陳述:夫婦間に飲酒や生活費の問題で対立があり、妻が被告人の財布からお金を取ることが何度もあったことから、犯行当日も金銭を巡って突発的に暴力をふるってしまった、しかし、自首しており、刑が軽減できる。

11月21日 (火曜) 第2回公判 (求刑)

検察官の論告求刑:被告人は妻に対する暴行後、警察に通報したが、反省の 態度は認められず、家族も厳重な処罰を望んでいる。懲役7年が相当である。

弁護人の最終弁論:被告人の犯行は突発的で計画性はなく、暴行は執拗とまでは言えないので、懲役4年が相当である。

11月22日 (水曜) 第3回公判(判決)

判決主文は「被告人を懲役6年6月に処する。ただし、未決勾留日数のうち 50日をその刑に算入する。」

体格の劣る被害者に対し、人体の重要な部分である頭部を拳で3回殴った。

その結果、取り返しのつかない重大な結果をもたらした。妻が被告人のお金を取ったとしても、それは犯行を正当化する理由にはならない。被告人は飲酒すると、日常的に暴力を振ったが、それを改善しようという努力もしなかった。被告人の自首は認められるが、保釈中も飲酒するなど反省が十分とは言えない。最後に「裁判官・裁判員からのメッセージ」を岩田裁判長が朗読した。

「あなたは人の命を奪うという重大な犯罪を起こした。この犯罪が、被害者やその家族に対してどういう影響を及ぼすのか、その理解が不十分だったのではないか。刑務所に入ってからも、社会に戻ってきてからも、なぜこの事件を起こしてしまったのかを深く考えて欲しい。そして、それを忘れないでほしい。あなたには良い心はあると思う。しかし、その良い心には弱さがある。酒を飲むと弱い心がまさってしまう。弱い心を鍛えなおしてほしい。」

この事案でも、法廷の入り口では、金属探知機を使っての身体検査が傍聴者に対して行われた。暴力団関係の事件でもないようなのに、なぜ、裁判所がこういう対応を行ったのか?私が傍聴した裁判員裁判の中では【判決120】でも同様の対応がなされた。この2つの事件に共通するのは、被告人が保釈中だったことにある。それが理由だろうか。結果的にこの2つの裁判では、いずれも実刑判決が下され、被告人は判決言い渡しの後、拘置所に収監されたと考えられる。ただし、今回は、【判決120】と違って、判決公判終了後に、傍聴者が退出を促されることはなかった。私が退出した時には、被告人はまだ法廷にとどまり、検察官は書記官が提出したなにかの書類に押印していた。おそらく、その後、収監手続きがなされたのだろう。

### ■【判決127】強盗致傷事件(男性・33歳)

被告人は、8人と共謀して、出水市のパチンコ店を襲い、その売上金を奪う計画をたて、2014年5月10日夕方、そのパチンコ店で、売上金を運んでいた男性従業員(当時23歳)の右腕を包丁で切りつけ、全治2ヶ月の怪我を負わせ、現金1359万円を奪った容疑で起訴された。この強盗事件の共謀にくわわり犯行に関わったグループに対しては、2015年の【判決96】、2016年の【判決100】【判決101】【判決103】【判決108】で、それぞれ有罪判決が出されている。このグルー

プは、出水市のパチンコ店を襲った「鹿児島事件」の他にも、小倉、飯塚、大 分、東京、宇都宮、横浜で同じような犯行をしているが、被告人は「宇都宮事 件」にも関わった。被告人は「宇都宮事件」でも窃盗罪の容疑で起訴され、懲 役2年の判決を受けている。被告人に対しては部分判決の方法はとられなかっ た。

12月3日(月曜)第1回公判(開廷)

裁判員は男性3人、女性3人。

被告人は公訴内容を一部否認した。弁護人は、共犯者が被害者に対して包丁で傷つけるとは思っていなくて、自分は窃盗罪にとどまるという主張をした。

12月4日(火曜)第2回公判

共犯者が証人として法廷に登場した。1人の証人は【判決96】で裁かれた事件の中心人物。被告人とは少年院で知り合い、それからずっと付き合う間柄ということだった。もう1人は、包丁をホームセンターで購入した共犯者。検察官は共犯者が包丁を買ったことを被告人が知っていたことを立証しようとした。

12月5日(水曜)第3回公判

12月6日(木曜)第4回公判

12月11日(火曜)第5回公判(求刑)

検察官は、被告人らは犯行を入念に準備しており、被害額も大きく、負傷した従業員は腕の感覚がなくなるなど結果は重大だ、として懲役8年を求刑した。

それに対して、弁護人は、共犯者が包丁を使うことを被告人は知らなかった から窃盗罪にとどまる、犯行における立場も従属的なものだったと最終弁論し た。

12月17日 (月曜) 第6回公判 (判決)

裁判長は、被告人に対して懲役6年6月の懲役刑を言い渡した。

判決は、第1に、被告人は強盗の事前共謀に加わったかどうか、第2に、被告人の犯行が強盗罪の暴行に当たるかどうか、が論点だとした。

第1の論点。被告人は、パチンコ店で売り上げ金を運搬する従業員のボディガード担当の別の従業員を抑える練習を共犯者と練習していたことから、犯行に先立って強盗についての共謀があった。また、被告人は共犯者に「包丁を持っ

て行かなくていいのか」と聞いており、犯行前に刃物を使用する用意のあることを認識していた。被告人は「共犯者が刃物を持って行くとは思っていなかった」と法廷で供述したが、判決はその供述は信用できない。したがって、被告人と共犯者との間で強盗の事前共謀があったと見るべきで、被告人は強盗致傷の共同正犯に当たる。

第2の論点。被告人はボディガード担当の従業員の背後から抱きつき、共犯者が売上金を奪うことを手助けした。短い時間抱きついたに過ぎないから強盗罪の暴行に当たらないとの弁護人の主張は認められず、強盗罪の暴行に当たる。 窃盗罪に当たるとした弁護人の主張は、全面的に退けられた。

量刑について。被告人らの犯行は、計画的・組織的犯行であり、しかも粗暴で危険な犯行だった。被害金額も多額、被害者の傷害の程度も全治2ヶ月と大きかった。ボディガード担当の従業員を壁に押し付ける役目を担った。確かに犯行を主導した共犯者よりは犯行の程度は低いとはいえ、70万円の報酬を手にしている。一方、本人は反省の弁を述べており、母親も更生を支援すると言っている。被害者への弁償も済ませているという事情を考慮して、懲役6年6月が相当である。

最後に「裁判官・裁判員からのメッセージ」を裁判長が朗読した。

「長い間、刑務所生活が続くことになるが、この結果を潔く受け止めてください。そして、あなたの将来のためにも、更生を支援すると言っているお母さんのためにも、まっとうな社会人に生まれ変わってください。これまでのヤクザとの関係を絶ってください。これが立ち直る最後のチャンスです。困った時に相談できる人との人間関係を深めてください。私たちは、あなたが立ち直ることを願っています。」

## 二 2018年の裁判員裁判の特徴

## (1)全体的な特徴

2018年に鹿児島地裁で開かれた裁判員裁判は9件であった。2010年は15件、2011年は19件、2012年は19件、2013年は11件、2014年は14件、2015年は16件、

2016年は11件、2017年は10件と続いてきたが、裁判員裁判が始まってから年間件数としては最低の数を更新した。

どういう事情かはわからないが、3月までに5件が裁かれた後、およそ6ヶ月間裁判員裁判は開かれることなく、10月になって、裁判長以下の裁判官も代わって、4件が扱われた。10月初めに予定されていた裁判員裁判も、理由はわからないが、急拠延期になった。

裁判員裁判制度が開始されてから累計で127件147人の被告人が鹿児島地裁で裁かれたことになる。

2017年の10件について罪名別にみると、殺人3件、殺人未遂1件、強盗致傷1件、傷害致死1件、現住建造物放火3件だった(併合罪では一番罪の重い罪名を数えた)だった。例年みられる強姦致傷、強制わいせつ致傷などの性犯罪に関する裁判員裁判は2018年はなかった。

#### (2) 否認事件

2018年の裁判員裁判における否認事件は、3 件だった。しかし、無罪を主張して全面的に争った否認事件はなかった。被告人が殺人容疑での起訴に対して殺意がなかったことを主張して争った裁判が【判決122】と【判決125】。強盗致傷容疑での起訴に対して窃盗罪に止まり、被告人は共犯者が刃物を持っているとは思わなかったと主張した裁判が【判決127】。

しかし、裁判員裁判の結果、どの事案でも被告人の主張は認められず、裁判 所は殺人罪、強盗致傷罪の成立を認めた。

2018年の裁判員裁判では、公訴事実を争うのではなくて、被告人の精神状態を理由に心神耗弱による減刑、あるいは責任能力がないことを理由に無罪を主張した事案が見られた。【判決119】、【判決124】、【判決125】では、被告人にいずれも程度の差はあれ精神障碍がみられた。そのうち、【判決124】は、弁護人側の努力で、罪を犯した精神障碍者の社会復帰に向けて「更生支援計画」が策定された(後述)こともあり、刑が執行猶予となった。

#### (3)量刑

2018年の裁判員裁判9件のうち、2件が執行猶予付き判決であった。残

り7件の有罪判決の量刑について、判決が言い渡した懲役期間と求刑の懲役期間とを比較してみると、81.5%となる。ちなみに2012年は71.8%、2013年は69.%、2014年は78.4%、2015年は82.0%、2016年は81.8%、2017年は76.6%だった。再び、80%台に戻った。

検察官の「求刑どおり」判決(【判決125】)が1件、傷害致死事件【判決126】で7年の懲役の求刑に対して判決が6年6月の懲役を言い渡したこと(92.9%)が影響している。まだ、はっきりとは言えないが、【判決124】からは裁判官が3人とも代わっていることが影響しているのか。これについては来年度の裁判員裁判の分析検討が必要だろう。

#### (4)裁判の期間

2018年の裁判員裁判9件について、開廷から判決までの期間(市民である裁判員が裁判所に呼び出されて、判決が終わって「解放」されるまでの日数を数えた。)は最長が15日、最短が3日であった。9日間(【判決125】)、15日間(【判決127】)を要した裁判はいずれも被告人が犯行を否認した事件であった。

裁判員裁判が開始されて以降、公判前整理手続きが長期化していることについては、最高裁の報告書等でもすでに明らかになっているが、鹿児島地裁でも同様の傾向が進んでいる。起訴された日がわからない事案もあり正確ではないが、【判決125】では、事件発生日が2017年8月30日、起訴された日が同年12月19日、【判決124】では、事件発生日が2017年8月31日、起訴された日が同年11月27日と、起訴から裁判まで約1年の期間を要している。この2つの事案は、いずれの被告人の精神的な障碍が事件の背景にあり、事件から逮捕・起訴まで約4ヶ月要しており、精神鑑定等のために時間がかかったと思われるが、逮捕から数えると1年2ヶ月から3ヶ月、拘束が続いていたことになる。【判決122】では、事件発生日が2017年7月25日、起訴された日が同年8月16日、判決が2018年3月2日と7ヶ月ほどかかっている。

『裁判員裁判の実施状況について(制度施行~平成30年10月末・速報)』 によると、2018年は、「公判前整理手続期間の平均(月)」が過去最長(8.3月)となった2017年と比べて、7.9月と少しだが縮小された。最高裁長官が「刑事裁判全体の姿を変えていくものとして、これからもこの制度を堅実に育ててい

くためには、公判前整理手続における争点及び証拠の整理がその事件にふさわしい的確なものとなっているのか・・・といった大きな課題に正面から取り組まなければなりません。」(2018年6月30日高裁長官・地裁所長・家裁所長会同での挨拶)と公判前整理手続期間の長さの問題点を指摘していたので、その指摘を各地裁が受け止めて、処理にあたったと思われる。この推移がどうなっていくのか、数年しっかり注視する必要があろう。

#### (5)裁判員の選任・辞退・欠席

2018年の鹿児島地裁における裁判員の選任・辞退・欠席などに関するデータは、昨年に引き続き、報道がなされなかったため、入手できなかった。

注目される裁判員の欠席率だが、裁判員裁判に関して、全国の裁判所のデー タを集めた『裁判員裁判の実施状況について(制度施行~平成30年10月末・速 報)』によると、2017年には「選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者 数」は4万2469人、そのうち裁判員裁判の選任手続期日に出席した、つまり裁 判所に出かけてきた裁判員候補者数は2万7152人で出席率は63.9%。欠席した 裁判員候補者は1万5317人で欠席率は36.1%だった。2018年(10月までの速報値) は、「選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数」は3万4026人、その うち裁判員裁判の選任手続期日に出席した裁判員候補者数は2万3096人で出席 率は67.9%。欠席した裁判員候補者は1万0930人で欠席率は32.1%となる。出 席率はこのところ年々低下、つまり欠席が増加していたが、2018年は、過去最 高の欠席率となった2017年(36.1%)と比べて、少しだが出席する率が高まっ た。この点でも最高裁長官は前述の挨拶の中で「裁判員候補者の辞退率の上昇、 出席率の低下という課題についても、国民から幅広い協力を得ていくためには、 裁判所が地域の実情・動向に触れる機会を増やしつつ地道な取組を続けていく 必要があります。」と問題にしている。さらに、裁判員裁判の内容に関わって「審 理・評議において裁判員と裁判官との真の意味での協働が実現できているか」 という指摘も行なっている。この出席率・欠席率の推移がどうなっていくのか、 「司法への国民参加」としての裁判員裁判が持つ問題点でもあるので、これも また数年しつかり注視する必要があろう。

#### (6) その他

【判決124】では被告人は統合失調症やアルコール依存症を患っていたが、被告人が起訴された後、罪を犯した精神障碍者の社会復帰に向けて、釈放後の入所施設や就労方針など具体的方策を定める「更生支援計画」が策定され、弁護人から裁判所に証拠として提出された。この計画書は、弁護人が主導して、鹿児島県生活定着支援センターの社会福祉士2人が被告人とも拘置所で面会を重ね、必要な支援を検討した(南日本新聞2018年11月18日付け第1面で紹介された。)。法廷では、この計画書の策定に関わった社会福祉士が証人として出廷し、支援計画について証言した。裁判官・裁判員の判断(執行猶予判決)に寄与したと思われるが、司法における新しい試みとして注目される。鹿児島県では初めての策定だった。

#### 注

- (1) 2009年~2011年の鹿児島地裁での裁判員裁判については「鹿児島大学法学論集」46巻2号133~171頁、2012年については同47巻2号271~301頁、2013年・2014年については同49巻2号317~349頁、2015年については同50巻2号149~171頁、2016年については同51巻2号201~229頁、2017年については同52巻2号157~178頁、に掲載した。
- (2) 最高裁判所事務総局『裁判員裁判の実施状況について(制度施行~平成30年10月末・速報)』は、最高裁判所の作成した裁判員制度のサイトに掲載されている。

http://wv.rw.saibanin.courts.go.jp/vcms\_lf/h30\_10\_saibaninsokuhou.pdf

# 2018年1月~12月 鹿児島地裁での裁判員裁判一覧

判決	開廷日	判決日	期間 (日)	犯罪	事件発生 日	認否	求刑 (年)	判決 (年)	%
119	1月15日	1月19日	5	殺人	2017年3月19日		13	8	61.5
120	1月30日	2月2日	4	現住建造物等放火 及び詐欺	2017年2月28日		7	5.5	78.6
121	2月13日	2月16日	4	殺人未遂	2017年7月22日		4	執行 猶予4	
122	2月27日	3月2日	4	殺人	2017年7月25日	否	16	13	81.3
123	3月12日	3月15日	4	現住建造物等放火	2017年8月4日		6	4.5	75.0
124	10月22日	10月26日	5	現住建造物等放火	2017年8月31日		3	執行 猶予5	
125	11月5日	11月13日	9	殺人・銃砲刀剣類 所持等取締法違反	2017年8月30日	否	12	12	100.0
126	11月20日	11月22日	3	傷害致死	2018年4月18日		7	6.5	92.9
127	12月3日	12月17日	15	強盗致傷	2014年5月10日	否	8	6.5	81.3

## 註 (1) 否は一部否認も含む。

- (2) 公判期間は、開廷日から判決日までの日数(休日・祝日も含む。)
- (3) 判決の量刑で、例えば懲役2年6月は、2.5年と表した。